

様式第3（第3条関係）

確認書

平成19年*月**日

厚生労働大臣
経済産業大臣 殿
環境大臣

M E T I 化学株式会社
代表取締役社長 * * * *



東京都千代田区* * * *

新規化学物質である「メチル=4-ヒドロキシベンゾート」が中間物として使用され、当該新規化学物質による環境の汚染を防止するための必要な措置が講じられることを別紙のとおり確認します。

(別紙)

1. 中間物として使用する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、担当部署、担当者氏名及び連絡先

MOE ファイン株式会社
代表取締役 * * * * *
住所 東京都港区 * * * * *

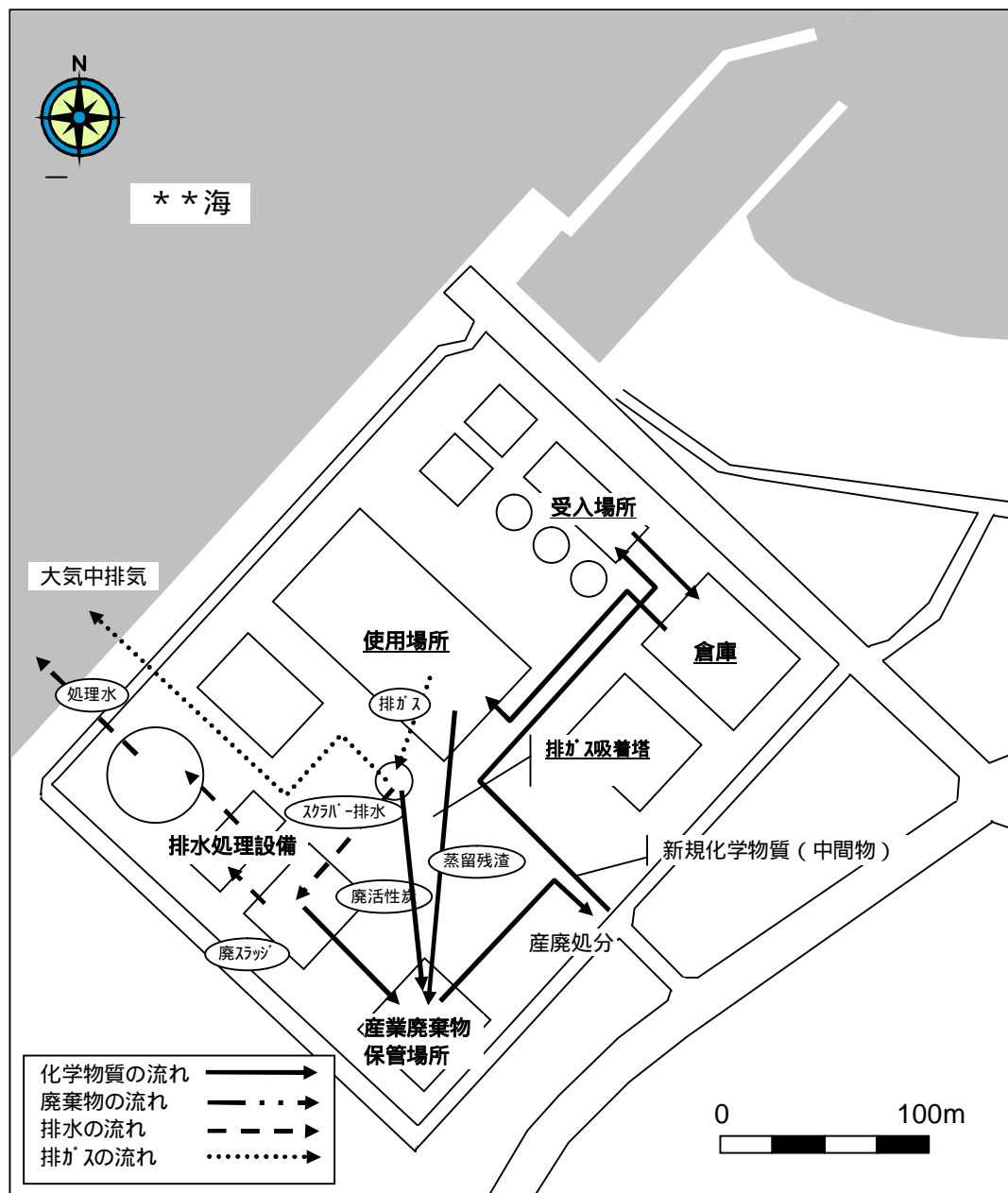
担当部署
MOE ファイン株式会社 精密品事業部
担当者氏名 事業部長 * * * * *
連絡先 電話 * * * * *

2. 使用に係る設備及び貯蔵の場所

MOE ファイン株式会社 大牟田事業所
住所 福岡県大牟田市 * * * * *

3. 使用に係る設備及び施設の状況を示す図面

使用に係る施設の状況

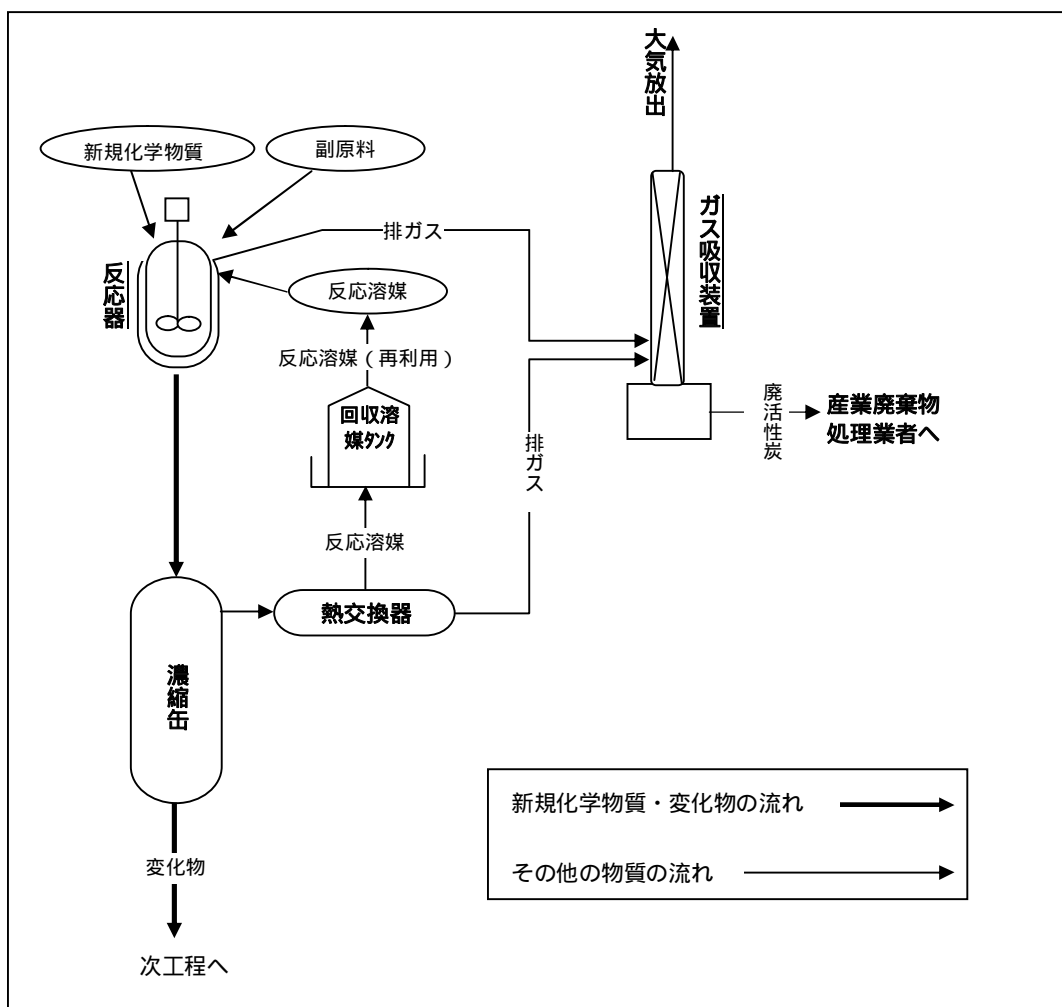


(注1) 上図はイメージ図です。実際の提出に当たっては事業所の俯瞰図に、上図に示したような施設の名称や新規化学物質及び新規化学物質を含む排ガス・排水・廃棄物等の移動経路を記載した図面を作成してください。

(注2) 申出新規化学物質・変化物、その他の物質の流れが分かるように記載してください。なお、排ガス、排水、廃棄物等については、(新規化学物質が含まれない場合であっても本申出によって発生するものすべて(冷却水等、系内物質との接触がないものを除く)記載し、排出地点を明確にしてください。

- (注3) 廃棄物等について、その発生場所以外に一時保管場所が設定されている場合は、その一時保管場所も明示してください。また、排水の放出先は、PRTRの届出に使用する河川、湖沼、海域名称等が公共下水道の別を明確にしてください。
- (注4) 申出書案のチェックはモノクロコピーしたものを使用します。図面をカラーで作成される場合は、モノクロコピーでも判別が可能となるように留意してください。

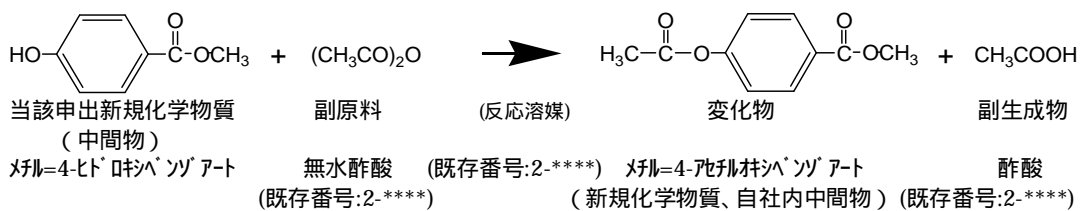
使用に係る設備の状況を示す図面



(新規化学物質に関する設備は新規化学物質を含む原料投入時を除きすべて密閉構造になっている)

4.1. の使用する者において新規化学物質が他の化学物質となるまでの経路及び新規化学物質の予測される環境への放出量

反応式



一連の反応及び後処理操作終了後における変化物中の新規化学物質の含有比率は 0.5 重量%未満

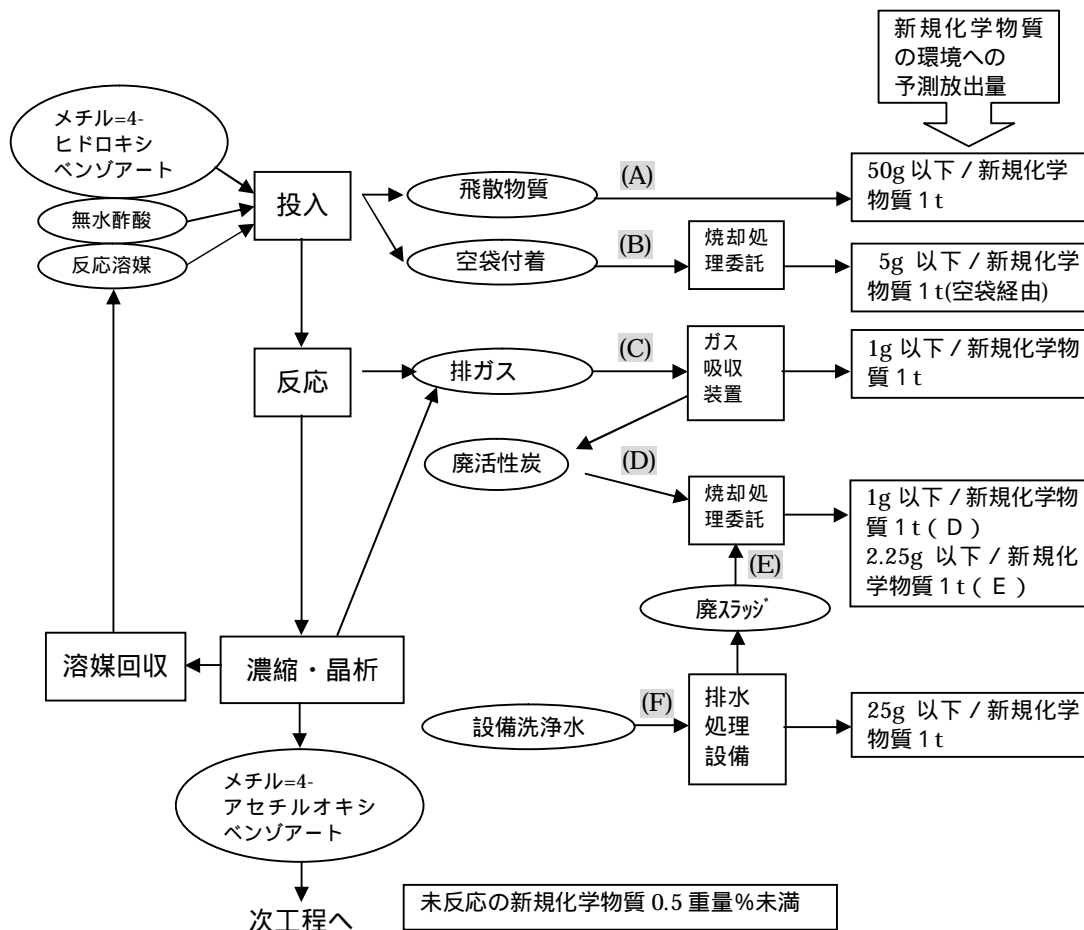
(注1) ここには当該申出新規化学物質を使用し、変化物が生成する工程について記載してください。

(注2) 原料・変化物・副生成物等すべて記載し、原料・触媒等の役割、既存化学物質と新規化学物質の別(既存化学物質の場合は既存番号も、新規化学物質の場合は化審法上の位置づけ(例えば「自社内中間物」等)も併せて)を記載してください。

(注3) 反応式は、右左辺を合わせ、溶媒・触媒等は矢印の上下に記載してください。

(注4) 変化物中の新規化学物質含有比率について、ここでは、当該申出新規化学物質量に対する割合を示してください。

プロセスフロー



(新規化学物質の環境への予測放出量の算出根拠は 5 . ~ に記載)

(注) 当該申出新規化学物質が 99%以上他の化学物質に変化する工程まで記載してください。(当該申出新規化学物質から最終物質が製造されるまでの全工程を記載する必要はありません。)

また、未反応の新規化学物質質量について、ここでは、変化物の量に対する割合を示してください。

他の化学物質になるまでの経路

- 1) 受入場所から運搬したファイバードラム入りの申出物質をあらかじめ反応溶媒を投入した反応器に投入して溶解し、反応器を密閉状態にしてタンクから副原料である無水酢酸を添加して加圧下 (0.5MPa) で加熱 (160)・攪拌しながら反応させる。反応液を濃縮缶に配管移送し、濃縮・晶析する。反応溶媒は濃縮の際に回収して再利用する。反応生成物は、HPLC により未反応の新規化学物質が、溶媒を除いた変化物に対して 0.5%未満であることを確認して、スラリー状態のまま次工程で使用する。
- 2) 反応工程後、反応器内を常温・常圧に戻す際及び濃縮・晶析時に発生する排ガスは排気ダクトで集気され、ガス吸収装置で活性炭吸着処理して大気放出する。
- 3) 反応器は、1 バッチごとに洗浄水で洗浄する。このときの排水は配管で同一

事業所内の排水処理場へ移送し、中和・凝集沈殿・活性汚泥処理をして公共用水域（**海）に放流する。

予測される環境への放出量

年間の使用予定数量 20,000kg における新規化学物質の使用時の環境への放出量は 1.7kg 以下と予測する。

$$(0.08425\text{kg 以下} / \text{新規化学物質 } 1\text{ t}) \times (20\text{t} / \text{年}) = 1.7\text{kg 以下} / \text{年}$$

5. 取扱いに当たって新規化学物質による環境の汚染を防止するために講じられる措置
貯蔵

受入検査後、搬入形態のままの容器で密閉状態を維持して保管する。

使用工程

新規化学物質が他の化学物質になるまでの経路に係る設備は、原料投入時を除いてすべて密閉構造となっている。

投入時の漏れ（A）

原料投入時に、新規化学物質が飛散する。飛散した物質は、大気中に放出される。飛散による新規化学物質の予測放出量は以下のとおり算出した。
10kg 入り袋—投入当たり 0.5g 飛散（類似物質による実測値）

$$\text{予測放出量} : 0.5\text{g} \times 1000\text{kg} \div 10\text{kg} \times = 50\text{g 以下} / \text{新規化学物質 } 1\text{ t}$$

（注）新規化学物質の投入時に集塵装置等による処理が行われている場合には、それらの効果も考慮して記載してください。

空袋の付着量（B）

新規化学物質はPE製の内袋に入っており、反応器への投入後、新規化学物質が空袋に付着している。空袋は産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。

- ・新規化学物質投入後、原料の空袋に付着する新規化学物質の環境への放出量は以下のとおり算出した。
空袋に残留する新規化学物質量：5g/10kg 入り（類似物質による実測値）付着物質の焼却除去率：99.0%（燃焼ガスの燃焼温度 800 以上、滞留時間 2 秒以上であることを確認）

$$\text{予測放出量} : 5\text{g} \times 1000\text{kg} \div 10\text{kg} \times 0.01 = 5\text{g 以下} / \text{新規化学物質 } 1\text{ t}$$

排気ガス（C及びD）

反応時の排気ガスは、製造場所内の活性炭吸着塔で処理後、大気へ放出する。廃活性炭は、産業廃棄物処理業者に焼却処理を委託する。

- ・排気ガス経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算出した。
排気ガス中の新規化学物質：0.00001mol / m³ 以下（蒸気圧より算出）反応器の空隙容積：200L（反応器容積：500L 及び投入物容積：300L から）反応条件：5 気圧、160 （使用に係る操作条件から）圧力解放後の状態：1 気圧、30 （使用に係る操作条件から）新規化学物質使用量 100kg / 1 バッチ（使用に係る操作条件から）新規化学物質の分子量：152.15、ガス吸収除去率：80%（有機化学物質蒸気に対する機器仕様）活性炭の焼却除去率：99.0%（燃焼ガスの燃焼温度 800 、滞留時間 2 秒以上であることを確認）

排気ガス発生量： $200L \times 5 \times (273 + 160) / (273 + 30) = 1430L$ (反応中のガス 200L
を 1 気圧、30 としたときの容積)
 $1430L - 200L = 1230L / 1$ バッチ = $12.3m^3$ / 新規化学物質 1t

予測放出量： $12,300m^3 \times 0.00001 \text{ mol} / m^3 \times 152.15 \times 0.2 = 1g$ 以下 / 新規化学物
質 1t (排気ガス経由：C)
 $12,300m^3 \times 0.00001 \text{ mol} / m^3 \times 152.15 \times 0.8 \times 0.01 = 1g$ 以下 / 新規
化学物質 1t (活性炭処理経由：D)

排水 (E 及び F)

設備洗浄水など新規化学物質を含有する排水は同一事業所内排水処理場へ配管輸送
後、中和、凝集沈殿、活性汚泥処理を行う (処理水は公共用水域 (**海) に放出す
る)。廃スラッジは産業廃棄物処理業者に委託して焼却処理する。

・設備洗浄水の処理水経由での新規化学物質の環境への予測放出量は以下のとおり算
出した。

排水中の新規化学物質：0.005%以下(パイロットプラントでの実測値) 排水発生量：
5t / 新規化学物質 1t (パイロットプラントでの試験データから類推) 排水処理除去
率：90% (BOD 低減率の実績値から。また、当該申出新規化学物質は水に溶けにく
い物質であり、設備洗浄水中には懸濁状態で存在すると思われ、高い凝集沈殿効果
が期待できることから、これを妥当と判断した。) 分解率：0% (当該申出新規化学
物質の分解率が不明であるため、0%とした。) スラッジの焼却除去率：99.0%(燃焼
ガスの燃焼温度 800、滞留時間 2 秒以上であることを確認)

予測放出量： $5t \times 0.00005 \times (0.9 - 0) \times 0.01 = 2.25g$ 以下 / 新規化学物質 1t
(廃スラッジ経由：E)
 $5t \times 0.00005 \times 0.1 = 25g$ 以下 / 新規化学物質 1t (処理水経由：
F)

(注) 数値にはすべて根拠を記載してください。
説明は簡潔に、要点をとらえて記載してください。

土壌及び地下水への浸透防止

製造場所等の新規化学物質の取扱いに係る施設の床面は地下浸透を防止できるコン
クリート製とし、施設の周囲に防液堤及び側溝を設置する。

廃棄物処理外部委託先

収集契約先：*** 株式会社 許可番号 ***市...許可品目
処分契約先：産廃処理センター 許可番号 ***市...許可品目

(注) 廃棄物処理の収集契約先の許可番号等については、廃棄物の積地及び卸地を管轄
する自治体の許可番号をそれぞれ記載してください。また、許可品目は当該申出
に関する品目だけで構いません。また、処理品目ごとに分けて記載していただ
いても構いません。なお、本工程で特別管理産業廃棄物を扱う場合には、その許可
情報も記載してください。

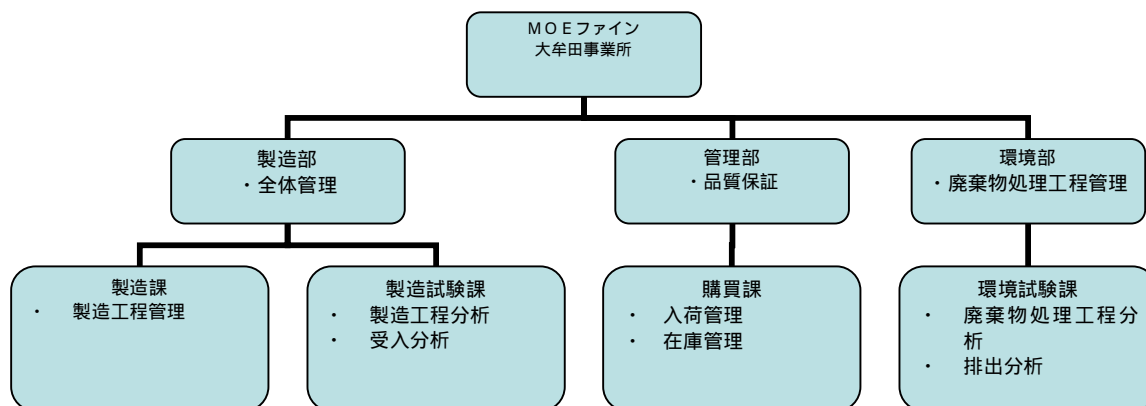
新規化学物質の環境中への排出等の把握

新規化学物質の施設外への排出・移動の概況については、 の手法により把握す
る。なお、概況を把握するための根拠となったデータ (算出過程及び算出結果) は記
録し、新規化学物質製造報告書 (様式第 8) 提出後 5 年以上保管することとしている。

(注) 新規化学物質の施設外への排出・移動の概況における「 の手法」について

は、P R T R 排出量等算出マニュアル等を参考に、物質収支による方法、実測による方法、排出係数による方法、物性値を用いた計算による方法等の手法を記載してください。また、データの保管期限については、必ず設定し、これを記載してください。

6. 1. の使用する者における化学物質の管理体制
組織体制



全体管理責任者	:	事業所長	****
品質保証責任者	:	管理部長	****
入荷管理責任者	:	購買課長	****
製造工程管理責任者	:	製造課長	****
製造工程分析責任者	:	製造試験課長	****
廃棄物処理工程管理責任者	:	環境部長	****
廃棄物処理工程分析責任者	:	環境試験課長	****

作業要領の策定

化学物質の取扱に関する管理方針・計画を設定するとともに、措置の内容を具体的に定めた作業要領を策定している。

教育、訓練の実施

当該申出新規化学物質の取扱いに係るすべての関係者に管理方針・計画及び作業要領を周知徹底させ、その内容に関する教育・訓練を実施している。

当該申出新規化学物質に係る措置については、上記作業要領に追加し、事業所に常備し、関係者に周知徹底することになっている。

7. 1. の使用する者における新規化学物質の年間の使用予定数量
20,000kg

8. 1. の使用する者が確認を受けたところに従って使用していることを確認するための製造しようとする者における措置を説明した書面

別添のとおり。

なお、新規化学物質の使用者が別添の内容に従わない場合には、当該新規化学物質の供給を停止することとしている。

(注) 使用者が別添の内容に従わない場合の措置について記載してください。

(注2) 輸入申出書の場合、表題中、「製造しようとする者」は「輸入しようとする者」としてください。

(注3) 申出者と使用者が同一の場合は別添を省略してください。その際は、申出者と使用者が同一であるため別添を省略する旨を記載してください。

(別添)

確認書

平成19年*月*日

ME T I 化学株式会社
代表取締役社長 * * * * 殿

MOE ファイン株式会社
代表取締役 * * * *



貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第2条第1項第1号に規定する中間物として取り扱うことについて、下記のとおり確認する。

記

1. 貴社より購入する「メチル=4-ヒドロキシベンゾアート」の全量を「メチル=4-アセチルオキシベンゾアート」製造の中間物として使用する。
2. 使用に際しては、貴社が厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に提出し、その確認を受けたところに従い、環境汚染防止措置を講ずる。
3. 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が貴社に対して当該中間物に関する報告の徴収、立入検査等を求めた際には貴社に協力する。
4. 当該中間物の使用実績を一年に一度報告する。
5. 当該中間物の使用状況に変更が生じる場合又は事故等が発生し当該中間物が環境中に排出された場合には直ちに貴社に報告する。

以 上

(注)この確認書は、申出者及び使用者(又は仲介者等の本申出に關与している事業者)間で取り交わすものなので、コピーでも構いません。

申出者と使用者の間に、商社等の他者が介在している場合、その事業者についても確認書を取り交わし、添付してください。したがって、場合によっては、確認書が複数枚になることもあり得ます。この場合、「貴社より購入する」の部分の表現を実態に即して修正してください。